

総務省組織規則の一部を改正する省令の概要

1 改正理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、令和6年度機構・定員査定等の結果を踏まえ、総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）の一部を改正する。

2 改正内容

局名等	改正内容	改正条文
行政評価局	政策評価課企画官(1)（振替廃止）	第18条の3
自治財政局	公営企業課公営企業経営室・準公営企業室（所掌事務変更）	第31条
国際戦略局	技術政策課企画官(1)（新設）	第37条
情報流通行政局	郵政行政部企画課地域貢献推進官(1)（新設）	第53条
統計局	統計情報利用推進課情報利用企画室（振替新設）	第69条
	統計調査部調査企画課地理情報室（振替廃止）	第71条
政策統括官	統計審査官付調査官(1)（新設）	第75条
	恩給管理官付調査官(1)（廃止）	
サイバーセキュリティ統括官	参事官付企画官(1)（新設）	第76条
情報通信政策研究所	総務・研修部（総務部からの名称及び所掌事務変更）	第186条、第187条
	総務・研修部企画課（総務部教務課からの名称及び所掌事務変更）	第188条、第190条
	総務・研修部研修管理官(1)（振替新設）	第188条、第191条
	総合企画推進官(1)（振替新設）	第186条、第193条
	研修部（振替廃止）	
統計研究研修所	研究部統計作成支援課（研究部統計技術向上支援課からの名称変更）	第202～204条

上記のほか、所要の改正を行う。

3 公布日

令和6年3月29日

4 施行期日

令和6年4月1日

※ 第18条の3に係る改正については、令和6年7月1日